貸出 (単体)

■貸出金残高

期末残高 (単位:百万円)

区分		平成 20 年度中間期末	平成 21 年度中間期末
	手形貸付	1,666,176	1,669,789
	証書貸付	35,304,971	39,436,664
国内業務部門	当座貸越	9,863,538	8,763,923
	割引手形	246,841	156,307
	計	47,081,526	50,026,684
	手形貸付	576,224	430,267
	証書貸付	10,758,375	8,354,233
国際業務部門	当座貸越	123,808	87,512
国际未初的	割引手形	2,018	_
	計	11,460,426	8,872,014
合計		58,541,953	58,898,698

平均残高 (単位:百万円)

区分		平成 20 年度中間期	平成 21 年度中間期
	手形貸付	1,859,582	1,829,649
	証書貸付	36,011,115	38,946,584
国内業務部門	当座貸越	9,582,964	9,107,690
III JAKIMBEL J	割引手形	249,268	171,978
	計	47,702,930	50,055,903
	手形貸付	499,134	437,798
	証書貸付	9,433,987	8,999,940
国際業務部門	当座貸越	134,529	92,404
	割引手形	5,276	201
	計	10,072,928	9,530,345
合計		57,775,858	59,586,248

⁽注)国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金使途別残高

(単位:百万円)

区分	平成 20 年度中	平成 21 年度中	平成21年度中間期末	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	21,083,991	36.0%	21,362,390	36.3%
運転資金	37,457,962	64.0	37,536,308	63.7
合計	58,541,953	100.0	58,898,698	100.0

(単体)

■貸出金の担保別内訳

区分 平成20年度中間期末 平成21年度中間期末 有価証券 547,036 債権 1,268,649 984,584 商品 不動産 6,792,368 6,609,594 その他 699,523 555,664 計 9,219,200 8,696,879 保証 20,619,651 21,155,429 信用 28,703,102 29,046,389 合計 58,541,953 58,898,698

■貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区分		平成20年度中間期末	平成 21 年度中間期末
	貸出金	9,631,922	9,773,694
1年以下	うち変動金利 うち固定金利		
1年超	貸出金	9,038,303	10,216,528
3年以下	うち変動金利 うち固定金利	7,158,074 1,880,228	7,737,369 2,479,158
2年初	貸出金	8,563,728	8,267,616
3年超 5年以下	^{うち} 変動金利 ^{うち} 固定金利	6,664,669 1,899,059	6,227,357 2,040,259
E 左却	貸出金	3,551,007	3,038,611
5年超 7年以下	^{うち} 変動金利 ^{うち} 固定金利	2,790,970 760,036	2,331,443 707,167
	貸出金	17,769,645	18,750,811
7年超	うち変動金利 うち固定金利	16,743,332 1,026,313	17,541,883 1,208,928
出明の白なの	貸出金	9,987,346	8,851,436
期間の定めの ないもの 	うち変動金利 うち固定金利	9,987,346	8,851,436 —
合計		58,541,953	58,898,698

貸出(単体)

■貸出金の業種別構成 (単位:百万円)

区分		平成21年度中間期末	
		金額	構成比
	製造業	6,446,898	12.5%
	農業、林業、漁業及び鉱業	121,834	0.2
	建設業	1,018,918	2.0
	運輸、情報通信、公益事業	3,107,002	6.0
国内	卸売・小売業	4,291,667	8.3
(除く特別国際	金融·保険業	5,989,995	11.6
金融取引勘定分)	不動産業、物品賃貸業	7,091,260	13.8
	各種サービス業	3,966,256	7.7
	地方公共団体	977,131	2.0
	その他	18,449,610	35.9
	合計	51,460,576	100.0
	政府等	20,060	0.3
	金融機関	467,123	6.3
海外及び特別国際 金融取引勘定分	商工業	6,393,743	85.9
	その他	557,195	7.5
	合計	7,438,122	100.0
総合計		58,898,698	_

(単位:百万円)

区分		平成 20 年度中	間期末
		金額	構成比
	製造業	5,389,440	11.2%
	農業、林業、漁業及び鉱業	104,658	0.2
	建設業	1,031,071	2.1
	運輸、情報通信、公益事業	3,029,450	6.3
国内	卸売・小売業	4,738,085	9.8
(除く特別国際	金融・保険業	6,134,985	12.7
金融取引勘定分)	不動産業	6,136,716	12.7
	各種サービス業	5,318,838	11.0
	地方公共団体	725,924	1.5
	その他	15,697,622	32.5
	合計	48,306,794	100.0
	政府等	27,433	0.3
	金融機関	1,005,682	9.8
海外及び特別国際	商工業	8,450,456	82.6
金融取引勘定分	その他	751,587	7.3
	合計	10,235,159	100.0
総合計		58,541,953	_

⁽注) 1. [国内]とは国内店であり、「海外」とは海外店であります。

■個人・中小企業等に対する貸出金及び割合

(単位:百万円、%)

区分	平成20年度中間期末	平成 21 年度中間期末
総貸出金残高(A)	48,306,794	51,460,576
中小企業等貸出金残高(B)	35,648,677	34,682,344
(B) / (A)	73.8	67.4

^{2.} 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当中間期末から業種の表示を一部変更しております。

⁽注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分を含めておりません。 2. 中小企業等とは、資本金 3 億円 (ただし、卸売業は 1 億円、小売業、サービス業は 5 千万円) 以下の会社又は常用する従業員が 300 人 (ただし、卸売業は 100 人、小売業は 50 人、サービス業は 100 人)以下の会社及び個人であります。

■消費者ローン残高 (単位:百万円)

区分	平成20年度中間期末	平成 21 年度中間期末
消費者ローン残高	14,688,739	15,156,150
住宅ローン残高	13,759,387	14,239,885
うち自己居住用の住宅ローン残高	10,168,610	10,719,544
その他ローン残高	929,351	916,264

⁽注) 住宅ローン残高については、住宅ローン・アパートローンに加えフリーローンなどで資金使途が居住性のものも含めております。

■貸倒引当金明細表

平成20年度中間期 (単位:百万円)

区分	前期末残高	中間期増加額	中間期減少額		中間期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	(△912) 431,831	434,649	_	*431,831	434,649	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	(△ 26) 189,110	204,328	71,188	*117,921	204,328	*洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定	0	0	_	* 0	0	*洗替による取崩額
計	(\triangle 938) 620,942	638,978	71,188	549,754	638,978	
部分直接償却(直接減額)実施額	(△737) 334,549				446,096	

⁽注)()内は為替換算差額であります。

平成21年度中間期 (単位:百万円)

区分	前期末残高	中間期増加額	中間期減少額		中間期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	(4,541) 502,108	459,001	_	*503,980	457,129	*洗替による取崩額 及び(注)2
個別貸倒引当金	(61) 284,756	327,493	46,767	*242,860	322,622	*洗替による取崩額 及び(注)2
特定海外債権引当勘定	417	263	_	* 417	263	*洗替による取崩額
計	(4,603) 787,281	786,758	46,767	747,258	780,014	
部分直接償却(直接減額)実施額	(3,166) 476,317				536,266	

■貸出金償却額 (単位:百万円)

区分	平成 20 年度中間期	平成 21 年度中間期
貸出金償却額	119,444	82,501

⁽注) 直接減額を含んでおります。

⁽注)1.())内は為替換算差額であります。 2.「中間期減少額」の「その他」には、三井住友銀行(中国)有限公司への事業譲渡に伴う移転額を含んでおります。なお、同社へ移転した額は、一般貸倒引当金1,872百万円、個別貸倒引当金4,871百万円であります。

■特定海外債権残高 (単位:百万円)

国別	平成 20 年度中間期末	平成21年度中間期末
ウクライナ	_	1,818
アイスランド	_	927
パキスタン	_	51
アルゼンチン	4	4
合計	4	2,801
資産の総額に対する割合	0.00%	0.00%
国数	1 力国	4力国

■ リスク管理債権(連結・単体)

(単位:百万円) 連結

区分	平成 20 年度中間期末	平成21年度中間期末	平成 20 年度末
破綻先債権①	234,497	242,722	290,237
延滞債権②	752,264	1,107,915	997,888
3カ月以上延滞債権③	41,703	51,983	36,119
貸出条件緩和債権④	365,374	219,676	237,579
合計	1,393,840	1,622,298	1,561,824
部分直接償却(直接減額)実施額	526,714	666,314	590,174

単体 (単位:百万円)

区分	平成 20 年度中間期末	平成21年度中間期末	平成 20 年度末
破綻先債権①	166,708	163,747	196,062
延滞債権②	580,968	827,649	744,692
3 力月以上延滞債権③	37,655	38,678	32,549
貸出条件緩和債権④	244,379	147,031	163,753
승計	1,029,713	1,177,107	1,137,058
部分直接償却(直接減額)実施額	393,452	459,876	419,511

各債権の定義

- ①「破綻先債権」: 未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥って いる債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金
- ②「延滞債権」:未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利 息の支払いを猶予した貸出金を除いた残りの貸出金
- ③「3カ月以上延滞債権」: 元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金(除く①、②)
- ④「貸出条件緩和債権」: 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える 約定条件の改定等を行った貸出金(除く①~③)

■金融再生法に基づく開示債権(単体)

(単位:百万円)

区分	平成 20 年度中間期末	平成21年度中間期末	平成 20 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権①	269,084	289,059	319,627
危険債権②	525,760	767,168	678,240
要管理債権③	282,035	185,710	196,303
(小計)	(1,076,881)	(1,241,938)	(1,194,170)
正常債権④	65,343,453	64,242,117	66,028,576
合計	66,420,334	65,484,055	67,222,747
部分直接償却(直接減額)実施額	446,096	536,266	479,484

各債権の定義

本開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第7条に基づき開示するものであり、同法第6条に基づき、(中間) 貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融 商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並 びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸 借契約によるものに限る。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しております。

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」: 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権 及びこれらに準ずる債権
- ②「危険債権」:債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない 可能性の高い債権
- ③「要管理債権」: 3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(除く①、②)
- ④「正常債権」:債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権